

## 「あすかのサマバケ 2024」公募要領

### I 目的

本事業は、「飛鳥の叡智を未来に。」をビジョンに掲げ、地域の観光関連事業者と来訪者間の交流創出及び夏期閑散期における経済底上げのため、地域資源に根ざした体験イベントを支援するものです。

この要領は、体験イベント事業者が本事業に登録し、また助成金を申請するために必要な事項を定めます。

### II 本事業の流れ

本事業の大まかな流れ(予定)は、以下のとおりです。

日程	内容
令和6年5月17日～6月3日	登録・助成金申請
令和6年5月17日～6月7日	登録採択通知
令和6年6月4日～6月7日	助成金採択通知
令和6年5月17日～6月21日	掲載内容作成
令和6年6月28日	特設サイト開設・プレスリリース配信・広告展開等
令和6年7月20日～9月1日	事業実施期間(体験イベント実施・取材)
令和6年7月20日～9月30日	実施報告書・精算書類提出・助成金支払
令和6年10月1日～10月31日	実施報告書まとめ
令和6年9月～令和7年3月	記事執筆・編集・掲載

### III 体験イベントの登録

#### 1. 対象者

以下の要件を全て満たすこと

- ・法人または個人事業主
- ・明日香村内に拠点を有するまたは明日香村の地域振興に貢献した実績がある
- ・明日香村内の関係機関と誠意をもって連携協力がはかれる
- ・税金の滞納がない

#### 2. 対象事業

以下の要件を全て満たすこと

- ・自然、食・農業、アート・クラフト、歴史文化等、明日香村の地域資源に根ざした子ども向けの体験イベント事業

・継続的に実施及び販売することを前提とした事業

・令和6年7月20日～9月1日に開催される事業

ただし、政治活動や布教活動を主たる目的とするもの、公序良俗に反するものは対象外とします。

### 3. 手続き

#### (1) 登録スケジュール

①登録期間 令和6年5月17日～6月3日

②採択結果 令和6年5月17日～6月7日を目途に通知します。

#### (2) 登録方法

一般社団法人飛鳥観光協会のウェブサイトから下記様式をダウンロードして、提出ください。

・体験事業登録届(様式1)

#### (3) 実績報告

事業者は、対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに、会長に報告しなければならない。

・体験事業報告書(様式第6号)

#### (4) 登録採択の観点

以下の観点から審査します。

① 明日香村の地域資源を活用しているか

② 体験を通じて、未来を担う子どもたちの成長に寄与するか

③ 子どもたちの親御さんや来訪者たちの喜びを生むか

④ 住民が飛鳥で住み続けることが楽しくなる出来事か

⑤ 事業者の売り上げ増や関係創出により産業に貢献するか

⑥ 持続可能な観光地づくりに寄与するか

### 4. 支援内容

#### (1) 広報支援

①事業期間前～事業実施期間中

・特設ウェブサイトでの体験イベント内容の紹介、各体験イベント販売サイト等への誘導

・SNS やインターネット記事、雑誌での広告展開

②事業期間終了～

・特設ウェブサイトにおいて、体験イベント事業者自身が執筆した記事を掲載し、執筆者の個性やつながりを通じて、体験のおもしろさや村の魅力を発信・蓄積する。

#### (2) 技術的支援

①開催場所の相談

当実行委員会構成団体の管理する施設等のマッチング

②子どもを対象とするイベントにおける主催者が注意すべき点等の情報提供

③イベント保険加入

当実行委員会が、全登録体験イベントを対象としてイベント保険に加入します。

ただし、危険を伴う体験イベントについては対象外となる場合もあります。

#### IV あすかのサマバケ助成金について

##### 1. 対象者及び対象事業

Ⅲ-1及び2と同様

##### 2. 支援内容

###### (1)助成額

助成上限：15万円

助成予定額は、採択通知に記載します。申請額を下回る支援予定額の場合もありますが、その場合も採択通知に記載します。

###### (2)採択件数

10事業程度

###### (3)助成対象経費

新規体験イベントの造成及び販売基盤整備、商品仕入のために必要な費用の一部を助成します。

###### 【造成費】

- ・既に販売している体験イベントを、子ども向けや夏期向けにアレンジするための経費
- ・新規で販売する体験イベントを造成するための経費

(例：備品購入、設備導入、専門家意見聴取、モニターツアー開催等)

###### 【販売基盤整備費】

- ・販売基盤整備のための経費

(例：宣伝用写真撮影、ホームページ改修等)

###### 【商品仕入費】

- ・販売する商品の仕入に関する経費

(例：工作体験の場合の材料費、伝統料理体験の場合の食材購入等)

当助成金は、令和7年度以降は減額または廃止になる予定です。助成金を活用し、販売価格を下げる場合も、次年度以降の販売について熟慮した上で行って下さい。

###### (4)助成対象外経費

助成対象外となる経費は、以下のとおりです。

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・宣伝に関する経費 (例：チラシ作成費、広告出稿費等)
- ・採択通知前に発生した経費
- ・事業者における経常的な経費

運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等

- ・旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費
- ・実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子
- ・モニターツアー参加者の実施場所への旅費

#### (5) 申請スケジュール

①申請期間 令和6年5月17日～6月3日

②採択結果 令和6年6月4日～6月7日

助成金交付決定通知書(第4号様式)にて通知します。

#### (6) 申請方法

一般社団法人飛鳥観光協会のウェブサイトから下記様式をダウンロードして、提出ください。

##### ① 交付申請

A「体験事業登録届」(第1号様式)

B.助成金交付申請書(第2号様式)

C.経費積算書(第3号様式)

D.その他会長が必要と認める書類

##### ② 実績報告

対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに報告してください。

A.助成金実績報告書(第5号様式)

B.体験事業報告書(第6号様式)

C.経費精算書(第7号様式)

D.支出に関する証憑(レシート、領収証等)

E.その他会長が必要と認める書類

##### ④ 額の確定

実績の報告を受けた場合は、これを審査し、助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

なお、助成金は交付決定額以上になることはありません。

##### ⑤ 助成金の請求

確定通知を受けた者は助成金請求書(様式第9号)を会長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

##### ⑥ その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

V. 問合せ

明日香村観光交流活性化事業実行委員会

事務局:一般社団法人飛鳥観光協会 0744-54-3240

吉本・前田